

事 務 連 絡
平成 20 年 11 月 20 日

介護サービス事業所 御中

八幡浜市保健センター介護サービス係

社会福祉施設等整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、別添の内容にご留意願います。

〒796-0021

八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健センター介護サービス係

TEL 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652

hoken-center@city.yawatahama.ehime.jp

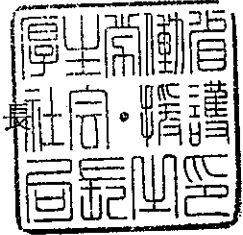
大

社援発第1029007号

平成20年10月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等
の取扱いについて

標記については、平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

改 正 後	現 行
<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 消防法施行令第12条に基づきスプリンクラー設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されるに伴い新たに必要となる施設を含む。）</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり12,500円とする。 ただし、都市部において社会福祉法人等が整備する場合であって、平成17年10月5日社授発第1005012号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」に定める基準に適合する整備を行うときの国庫補助基準単価は13,100円とする。</p> <p>4 国庫補助対象面積 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。</p> <p>(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア～エ (略)</p>	<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 (1) 入所施設にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が1,000㎡以上の場合 (2) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合</p> <p>3 国庫負担（補助）基準単価 1㎡当たり13,200円とする。 ただし、都市部において地方公共団体及び社会福祉法人等が整備する場合であつて、平成17年10月5日社授発第1005012号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」に定める基準に適合する整備を行うときの国庫負担（補助）基準単価は、5%都市部特例割増単価対象施設においては13,800円、10%都市部特例割増単価対象施設においては14,500円とする。</p> <p>4 国庫負担（補助）対象面積 (略)</p> <p>5 その他 (1) 2の(1)に掲げる施設と同一の建物に設置される身体障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービスセンターについては、2の(1)に掲げる施設とみなして取り扱うこと。 (2) 2の(1)に掲げる施設内に整備される知的障害児ショートステイ用居室、身体障害者デイサービスセンター（介護部門）、身体障害者ショートステイ用居室、知的障害者ショートステイ用居室の部分についても2の(1)に掲げる施設として取り扱うこと。 (3) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。 (4) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア～エ (略)</p>
<p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されるに伴い新たに必要となる施設を含む。）</p>	<p>第2 屋内消火栓設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する者が入所する次の施設 救護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、 肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、視覚障害者更生施設、 聴覚・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、知的障害者授産施設（通所施設を除く。）、知的障害者通動寮、 知的障害者総合援護施設（通所施設を除く。）</p>

3 国庫補助基準単価
(略)

4 国庫補助対象面積
施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 (略)

3 国庫負担(補助)基準単価
(略)

4 国庫負担(補助)面積
施設の創設の場合の国庫負担(補助)基準面積に準ずるものとする。
ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する国庫負担(補助)面積を除くものとする。

5 (略)

(参考 改正後全文)

社援発第1005007号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第1029007号
平成20年10月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等
の取扱いについて

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

消防法施行令第12条に基づきスプリンクラー設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

3 国庫補助基準単価

1㎡当たり12,500円とする。

ただし、都市部において社会福祉法人等が整備する場合であつて、平成17年10月5日社援発第1005012号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」に定める基準に適合する整備を行うときの国庫補助基準単価は13,100円とする。

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

3 国庫補助基準単価

(1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円/㎡以内

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型屋内消火栓設備を設置する場合

基準単価

当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

4 国庫補助対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。